

指定居宅介護支援及び指定介護予防居宅介護支援事業所の運営規程

(趣旨)

第1条

この規程は指定居宅介護支援事業及び指定介護予防居宅介護支援事業の人員及び、運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の規程に基づき、株式会社ホームケアべんり堂が行う指定居宅介護支援事業及び指定介護予防居宅介護支援事業の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条

指定居宅介護支援（介護保険法平成9年法律第123号以下「法」という。第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）は、事業は要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な行政・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供し、もって地域の要介護老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条

1. 利用者の意志及び人格を尊重し常に、利用者の立場に立って、利用者に提供される指定在宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
2. 事業運営にあたっては、関係市町村、老人福祉法第20号の7の2に規定する老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との密接な連携を図り総合的なサービス提供に努力するものとする。
3. 利用者については、利用申し込みの受付相談等に対応する専用スペースを確保しプライバシーを保つとともに、必要に応じて居宅訪問の配慮を行い対応することとする。
4. 使用する、課題分析の種類は居宅サービス計画ガイドラインとする。
5. サービス担当者会議の開催については、各事業所と連携をもち当事業所及び開催に当たって適した場所を予め指定する。
6. 介護支援専門員は、各利用者の居宅に概ね毎月定期的に訪問し経過観察と状態確認を行う。

(事業所の名称)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称ホームケアべんり堂居宅介護支援センター
2. 所在地〒770-0006 徳島県徳島市北矢三町一丁目1-15

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条

事業所に勤務する職種・員数及び種組む内容は、次の通りとする。

1. 管理者介護支援専門員；1名（専従）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援事業の職務に従事する。
2. 介護支援専門員；2名（専任）
介護支援専門員；2名（兼務）
利用者に対し、適切な指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び、営業時間)

第6条

事業所の営業日及び、営業時間は次の通りとする。

1. 営業日
月曜日から土曜日までとする。
ただし国民の祝日、8月12日から8月15日及び
12月30日から翌年1月3日までの日は除く。
2. 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法・内容・及び利用料・その他の費用の額)

第7条

指定居宅介護支援の内容は、次の通りとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分および、法定代理受領分以外においても厚生省の定める介護報酬の告示上の額と同額とする。

1. 居宅サービス計画の作成
自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用できるよう、心身の状況を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、相当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。なお、サービス事業所選定にあたっては、特定の事業所に不当に偏ることがないように公正中立に行います。ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について複数の事業所を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能とする。
2. 事業所間の連絡調整
居宅サービス計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行う。
3. 相談業務
電話、訪問、来所等をとおして利用者からの相談に適切に対応する。
4. 申請代行
介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きの代行を行う。
5. 給付事務
国民健康保険団体連合会に提出する介護保険の給付管理票の作成を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条通常の事業の実施地域は、徳島市内とする。

第9条

1. 指定居宅介護支援事業所は、介護専門員の資質の向上を図るための研修の機会を与える。
2. 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
3. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ホームケアべんり堂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10条(虐待防止に関する事項)

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」を行う。

附則この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。第10条(虐待防止に関する事項)追加